

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
<p style="text-align: center;">口 頭 意 見 陳 述 実 施 通 知 書</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>年 月 日付け からの に対する審査請求について、出入国管理及び難民 認定法第61条の2の9第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審 査法第31条第2項の規定に基づき、 からの申立てによ り、下記のとおり、口頭意見陳述を実施することとしたので、通知します。</p> <p>なお、申立人が正当な理由なく口頭意見陳述に出頭しない場合、行政不服 審査法第41条第2項第2号の規定により、審理手続を終結させることがあり ます。</p> <p>口頭意見陳述の実施期日等</p> <p>期 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 _____</p> <p>場 所 _____</p> <p>口頭意見陳述を行う者 _____</p> <p style="text-align: center;">難 民 審 査 参 与 員</p>	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。